

やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、本県の観光と物産の振興を推進するため、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）の運営及び機構が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付の対象となる事業及び経費）

第2条 前条に規定する事業並びに経費は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が定める。

（補助金交付の申請）

第4条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査のうえ、交付の決定を行い、決定の内容を機構に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）機構は、補助事業内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- （2）機構は、補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- （3）機構は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 補助金交付の決定を受けた機構は、概算払いにより補助金の交付を受けようとする場合は、概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 機構は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 山梨県観光物産連盟事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県観光物産連盟事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年３月２３日から施行する。
なお、この要綱の施行日の前に交付した補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
なお、この要綱の施行日の前に交付した補助金については、なお、従前の例による。

第 1 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度やまなし観光推進機構事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他参考資料

第2号様式

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度やまなし観光推進機構事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり事業の変更をしたいので、やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

変更の理由

変更の内容

※参考となる書類を添付すること。

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度やまなし観光推進機構事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり事業の中止（廃止）をしたいので、やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

※参考となる書類を添付すること。

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

やまなし観光推進機構事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度やまなし観光推進機構事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払いの理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名 _____
(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ No. _____

第 5 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

年度やまなし観光推進機構事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業
について、やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとお
り報告します。

添付書類 (1) 事業報告書
(2) 事業収支決算書
(3) その他参考資料